

市政トピックス

市議会12月定例会

議事課 庶務係 ☎(95)0137

市政に関する諸要件が審議されるので、ぜひ傍聴にお越しください。
▼本会議(傍聴席28席)
各議員による一般質問や議案の質疑を行います。

▼委員会

議案の内容を詳しく審議します。

☐キャッチによる市議会放映

▼放映予定日

○12月2日(火)放映

一般質問(12月1日分)

○12月5日(金)放映

一般質問(12月2日分)

○12月11日(木)放映

一般質問(12月3日分)

▼放映時間 午後6時〜議会終了

▼放映チャンネル デジタル106チャンネル

シネル

▶市議会12月定例会日程(午前10時開会)

期日	会議名等
11/27(木)	本会議(開会・提案説明)
12/ 1(月)	本会議(一般質問)
2(火)	本会議(一般質問)
3(水)	本会議(一般質問)
5(金)	本会議(質疑)、総合計画特別委員会(付託)、予算・決算委員会(付託)
9(火)	市民福祉委員会、総合計画特別委員会分科会、予算・決算委員会分科会
10(水)	建設水道委員会、総合計画特別委員会分科会、予算・決算委員会分科会
11(木)	企画文教委員会、総合計画特別委員会分科会、予算・決算委員会分科会
12(金)	総合計画特別委員会分科会(予備日)
15(月)	予算・決算委員会分科会(予備日)
17(水)	総合計画特別委員会
18(木)	予算・決算委員会、議会運営委員会
19(金)	本会議(討論・採決・閉会)

外国人のための「なんでもそうだんかい」

協働推進課 協働人権係

☎(95)0144

ことばや文化などの違いから日常生活や市役所の手続きなどで困っている外国人のために、「なんでもそうだんかい」を実施します。

市の職員と通訳がいますので、税金や保険、日本語の難しい書類など、聞きたいことがあればなんでも相談に来てください。

▼とき 12月7日(日) 正午〜午後4時

1月17日(土) 午前9時〜午後1時

※相談は2月と3月にも実施予定です。今後の日程は広報・市ホームページでお知らせします。

▼ところ 多文化共生センターもやいこハウス(知立団地商店街内)

▼対応言語 ポルトガル語

11月は「子育て応援の日(はぐみんデー)普及推進強化月間」です

毎月19日は、育児のいっ(19)とかけて「子育て応援の日(はぐみんデー)」です。

子育て中の家庭では

○早めに帰宅し、積極的に家事・育児に参加しましょう。

○家族そろって食事を共にし、だんらんの機会をつくりましょう。

職場では

○子育て中の部下や同僚が気兼ねなく退社できるよう声をかけましょう。

地域では

○妊婦さんや乳幼児連れの親子に親切にしましょう。

・電車やバス等で席を譲りましょう。

・ベビーカーでの階段の上り下りを手伝ったり、ドアの開閉に手を貸しましょう。

※家庭で、職場で、地域で、できることから子育て応援に参加しましょう。

市では、子育て家庭を地域全体で支える「子育て家庭優待事業」を愛知県と協働で実施しています。この事業の一環として子育て中の皆さんに「はぐみんカード」を配布しています。

「はぐみんカード」とは

県内の協賛店舗や施設を利用する際、このカードを提示すると、商品の割引やサービスなど、各店舗が独自に設定しているさまざまな特典が受けられます。協賛店舗は、県ホームページに掲載しています。ぜひご利用ください。



※はぐみんカードは、お子さんが満18歳に達した最初の3月31日まで利用できます。お子さんが18歳の年齢に達し、利用できなくなったカードは、子ども課までご返却いただくか、ご自身で破棄してください。

▼問合せ 子ども課 子育て支援係 ☎(95)0120

※問合せは知立市役所

児童扶養手当の支給要件が変わります

子ども課 子育て支援係

(☎)0120

児童扶養手当法の改正により、これまで公的年金等を受けているため、児童扶養手当の対象とならなかった人も、12月1日以降は、申請者や児童が受け取る公的年金給付等の額が児童扶養手当額よりも低い場合には、その差額分の手当が支給されるようになります。

手当を受けるためには申請が必要です。差額の計算方法など、詳細は子ども課までお問合せください。お問合せにあたっては、現在受給されている年金の受給額が分かる書類をご用意ください。

○児童扶養手当

離婚や死別などでひとり親となり、18歳未満のお子さんを養育している場合など、一定の要件を備えた人が対象となります。支給額は所得額に応じて変わります。

・児童扶養手当支給月額(全額支給) 4万1千20円(平成26年11月16日時点)

・加算児童2人目 月額5千円
・3人目以降 児童1人につき月額3千円

○年金支給額例

老齢・遺族・障害基礎年金の支給額は77万2千800円です。(平成26年4月1日時点)この場合の月額相当額は6万4千400円となりますので、

所得が全額支給相当で児童が多数(9人以上)いない限り、手当の支給はできません。

○想定ケース

離婚後に子が父から養育費を受け取っていた母子家庭で、離婚後に父が死亡し、子に遺族厚生年金のみが支給されたが、亡父の報酬額等により支給年金額が低いケースなど。

11月は「児童虐待防止月間」です

市要保護児童対策ネットワーク協議会事務局 子ども課子育て支援係 (☎)0120

■児童虐待ってなに？

児童虐待とは、養育者からの不適切な関わりをいいます。虐待かどうかは、子どもの立場になって考えます。いくら養育者がしつけどと思っ
ていても、子どもの心身の傷になるほど「痛い」「悲しい」「辛い」と感じる場合は虐待となります。

この虐待には、次の4つのタイプがあります。

○身体的虐待

たたく、殴る、蹴る、首を絞める、投げ落とす、やけどを負わせる、水に溺れさせる、戸外に閉め出すなど

○ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にしている、病気になっても病院へ連れて行かない、車の中に放置する、学校に行かせないなど

○心理的虐待

言葉による脅し、子どもを無視す

る、兄弟間の差別扱い、子どもの心が傷つくことを繰り返し言う、子どもの前でDVを行うなど

○性的虐待

性的行為の強要、性器や性行為を見せる、ポルノ写真の被写体にするなど

■虐待かな？と思ったら

児童虐待は養育者自身が困ったり、身近に相談相手がない場合に起こりやすいものです。早く専門の人が関わることで、子どもも養育者も助けることができます。

次のようなことがあれば、すぐに相談機関へ連絡してください。(連絡した人が特定されないように秘密は厳守します。)

○地域で児童虐待を目撃、たたく音や泣き声・叫び声がよく聞こえる

○子どもに不自然な傷やケガがある、衣服や体が異常に汚い

○親が地域で孤立していたり、子どもを置き去りにしてよく外出する

■子育てに不安や悩みがあったら

育児についての不安や悩みは、誰もが抱えています。一人で悩まず、身近な人や相談機関などに相談してみませんか。

【相談窓口・機関】

名称	連絡先
市役所子ども課 家庭児童相談室	☎83-1111 (内線282)
中央子育て支援センター	☎81-5500
来迎寺子育て支援センター	☎81-4050
南子育て支援センター	☎81-4061
保健センター	☎82-8211
刈谷児童相談センター	☎22-7111
お子さんの保育園、幼稚園、学校	
地区の民生・児童委員、主任児童委員 (家庭への援助や指導など児童福祉に関する相談)	



国民健康保険税の納付額の
確認について

国保医療課 国保年金係

(☎95)0123

国民健康保険税は、納付額が所得税・市民税等の社会保険料控除の対象となります。確定申告の時期に合わせて1月下旬に「社会保険料控除額通知書」を送付します。年金天引きでの納付額は、年金の源泉徴収票で確認してください。

■年末調整のため納付額を確認した場合

納付書でお支払いの人は交付時点で納付を確認できる金額(※)、口座振替でお支払いの人は年末までの納付見込額を証明します。「国民健康保険納付額のお知らせ」を交付し

リリオ出張所 一部業務休業のお知らせ

11月24日(休)は、市役所で自家発電設備の工事を行うため、コンピュータを停止します。これを受け、リリオ出張所のコンピュータが使用できなくなることから、証明書類(住民票・印鑑登録証明書)の発行が行えませんのでご注意ください。

発行業務以外の収納業務(税金・使用料等)は通常どおり取り扱います。

▶問合せ 市民課 市民サービス係
(☎95-0152)

ますので、本人確認できるものをお持ちのうえ国保医療課へ申請してください。

※実際に支払った納付額を市で確認するには時間がかかります。2週間以内に納付した分の領収書を持参してください。

12月1日は「世界エイズデー」

衣浦東部保健所(☎21)4778

「AIDS IS NOT OVER

〜まだ終わっていない〜

エイズは、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染することによっておこる病気です。日本で昨年新たにHIV感染が報告されたのは1千人を超え、感染に気づかずエイズを発症した新規エイズ患者報告数は過去最多の484件に上ります。

治療法の進歩により、エイズの原因ウイルスであるHIVに感染しても、早期に治療を始めれば長く生きていくことが期待できるようになりました。

感染の有無は、HIV検査を受けることで確認することができます。12月6日(土)には、休日の即日検査も実施します。あなたとあなたの大切な人を守るために今一度考えてみませんか?

▼検査機関 衣浦東部保健所

※詳細は、23ページの健康ガイドをご覧ください。

パブリックコメント

—皆さんのご意見を募集します—

知立市行政情報化計画(案)

知立市行政情報化計画(案)がまとまりましたので、計画案に対する意見を知立市パブリックコメント制度に基づき広く募集します。

行政情報化計画とは、知立市総合計画の目指すまちの将来像実現のため、情報化の側面から計画を推進する個別計画です。

▼意見募集期間

11月17日(月)～12月16日(火)

▼計画案の閲覧場所

- ・企画政策課(市役所2階)
- ・行政資料コーナー(市役所3階)
- ・図書館
- ・市ホームページ

▼意見の提出方法

- ・企画政策課へ持参
- ・郵送(〒472-8666(住所不要) 知立市役所 企画政策課)
- ・FAX(83)1141)
- ・Eメール
- ・j-unit@city.chiryu.lg.jp

▼次の内容を明記して提出ください(様式自由)

- ① 件名「知立市行政情報化計画(案)」に対する意見
 - ② 住所
 - ③ 氏名
 - ④ 勤務先または学校名(市外の人のみ)
 - ⑤ 連絡先
 - ⑥ あなたの意見
- ※電話での受付は行いません。

▼問合せ 企画政策課 情報係
(☎95)0145)

○パブリックコメントとは...

政策の立案等を行うおとする場合にその案を公表し、市民の皆さんの意見や情報を提供していただき、その意見を行政に反映させる制度です。

寄せられた意見やそれに対する市の考え方は、後日、ホームページで公表します。



TEL 0566-83-1111 (代表)
 ※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

「すまい給付金事務局」を開設します

すまい給付金事務局

(☎0570-064-186)

今年4月の消費税率引き上げ(5%→8%)に伴い、住宅取得の負担を緩和するため、住宅の取得時に新築・中古を問わず、年収に応じて最大30万円の現金を給付する支援措置「すまい給付金」が、国土交通省により実施されています。

現金やローンで家(中古住宅含む)を買われた人や、持分を共有している配偶者など、一定の条件を満たせば対象となります。詳しくは、左記へお問合せください。

▼問合せ すまい給付金事務局 (☎0570-064-186 ナビダイヤル・通話料がかかります)

※PHSや一部IP電話の場合 (☎045-330-1904 午前9時～午後5時)

○ホームページ

<http://sumai-kyufu.jp/>

労働問題でお困りの人 労働相談をご利用ください

西三河県民事務所 産業労働課

(☎0564(27)2782)

▼相談内容 解雇、賃金、退職金、労働時間、労働条件など労働問題全般

▼相談方法 来所または専用電話

(☎0564(26)6100)
 ▼相談時間 午前9時～午後5時30分まで(土・日曜日、祝日・年末年始は除く)

平成26年度自衛官採用試験 「自衛官候補生」追加募集

自衛隊愛知地方協力本部
 安城地域事務所 (☎746894)

▼受験資格 18歳以上27歳未満の男性

▼受付期間 試験日前日まで(受験可能人数80人に達し次第終了)

▼試験日 12月6日(土)または7日(日)のいずれか1日

▼試験会場 陸上自衛隊守山駐屯地(名古屋守山区守山3-12-1)

▼申込み 自衛隊愛知地方協力本部 安城地域事務所(安城市三河安城町1丁目10番地14 MAパークビル1F)へ。



実物の「耐震シェルター」を展示します

近い将来起こる可能性が高いと言われている「南海トラフ巨大地震」の被害を軽減するために、耐震化促進事業の一環として、耐震シェルター設置補助制度を実施しています。今回、より啓発を進めるため、実物の展示を行います。この耐震シェルターは、地震により家屋が倒壊してもつぶれない空間にシェルターを確保することで、最低限「命」を守るためのものです。ぜひこの機会に耐震シェルターを「見て・知って」ください。

耐震シェルターの魅力は、家屋の耐震改修に比べ(工法により違いはありますが)比較的安価で、工期もおおよそ1日～2週間と短く施工できるところです。この機会にぜひ見学ください。

▼とき 11月29日(土) 午後1時～12月5日(金)

▼ところ 中央公民館 1階ホール 建築課 (☎950128)

▼問合せ

〈平成26年度版〉耐震シェルター等設置補助制度概要

概要

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅において耐震シェルター設置費用の一部を補助します。

補助金

- 耐震シェルター：かかった費用(限度額25万円)
- 防災ベッド：かかった費用(限度額15万円)

対象

- 申請時における年齢が65歳以上であること、または身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている人や、介護保険法に規定する要介護認定を受けた人など、地震発生時に避難することが困難な人であること。
- 耐震診断において判定値が1.0未満であること。



※今回展示する耐震シェルターは、製造メーカーのご協力により展示させていただくものです。

愛知県だより

父子福祉資金の貸付が
始まりました

県健康福祉部児童家庭課

(☎052(954)6280)

県では、平成26年10月から、新たに父子家庭を対象に福祉資金の貸付けを始めました。

▼貸付金の内容 父子家庭の父および児童の自立と生活意欲の助長などを図るために貸し付ける修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金などの12種類の資金

▼対象者 県内に在住(名古屋市内および中核市を除く)の父子家庭の父およびその扶養されている子

▼貸付利息 無利子または年1.5%

▼償還期間 3年〜20年まで

▼貸付額 資金の種類によって貸付限度額が異なります。(詳しくはお問い合わせください。)

▼事前審査 貸付けを行う際には借受けの目的や返済計画などを審査します。(結果として貸付けをお断りすることもありますのでご理解ください。)

▼連帯保証人 原則1人

▼問合せ お住まいの市役所、福祉相談センターまたは県健康福祉部児童家庭課へ。

女性に対する暴力対策の推進
く夫や恋人からの暴力への対策

県警察本部 子ども女性安全対策課

(☎052(951)1611)

警察には、「夫に暴力を振るわれている」等の相談が数多く寄せられています。理由にかかわらず、暴力を振るうことは許されません。配偶者以外の内縁関係や交際相手からの暴力であっても同じです。

警察では、「被害に遭われた人が、どのような措置を望んでいるか」という視点に立って相談を受け、被害者の意向を踏まえて、必要な措置をとることとしています。一人で悩まず、相談する第一歩を踏み出してください。早期の相談が重要です。

◇夫や恋人からの暴力から逃れるために

- ・身に危険を感じたときには、迷わず110番してください。
- ・早期に、安全な場所に避難しましょう。その際には、相手方に避難先を知られないように細心の注意を払ってください。
- ・保護命令の申立てや被害の届出のため、診断書・写真などにより被害状況を記録してください。

リユースマーケット

リユースマーケットとは、家庭の不要品や手作り品などをフリーマーケット形式で販売するイベントです。まだまだ使用できるものを安価に購入して再び使用(リユース)することで、資源がごみとして処理されず有効に活用されます。

▼とき 11月22日(土) 午前10時〜正午(雨天中止)

▼ところ 福祉の里八ツ田南側駐車場・メープルけやき駐車場

※いきがいセンター内「TOM Oちゃん」でも、子供用リユース品を販売します。

▼入場料 無料 ただし各ブース(お店)で品物を購入する場合は、代金が必要です。

▼主な出店品 衣料、日用品、食器類、雑貨、子ども用品、おもちゃなど



また、当日の会場で、臨時に「使用済小型家電(対象10品目)回収ボックス」を設置します。このボックスは、有用な金属を回収するため、市役所ロビーと不燃物処理場に設置しているものです。この機会にぜひご利用ください。

▼使用済小型家電回収ボックスで回収する対象10品目

携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電子辞書、電卓、ポータブルカーナビ、リモコン、ACアダプター等のコード類

※携帯電話などの個人情報情報は消去してください。

※電池類は必ず取り除いてください。(電池類は「有害ごみ」です。)



▼問合せ 環境課 ごみ減量係
(☎95)0126

財政状況をお知らせします

平成26年度上半期(平成26年4月1日～9月30日)までの予算執行状況や財産・市債の残高などをお知らせします。

▶問合せ 企画政策課 財務係 (☎95-0146)

一般会計

■歳入

名称	予算現額	執行済額	執行率(%)
市税	108億7,233万円	68億4,244万円	62.9
地方譲与税	1億3,800万円	4,084万円	29.6
利子割交付金	3,000万円	1,432万円	47.7
配当割交付金	6,500万円	2,160万円	33.2
株式等譲渡所得割交付金	1,400万円	0円	0.0
地方消費税交付金	7億5,000万円	4億951万円	54.6
自動車取得税交付金	3,200万円	1,139万円	35.6
地方特例交付金	4,800万円	4,600万円	95.8
地方交付税	2億8,094万円	2億725万円	73.8
交通安全対策特別交付金	1,200万円	528万円	44.0
分担金および負担金	3億5,099万円	1億7,174万円	48.9
使用料および手数料	1億9,331万円	1億1,276万円	58.3
国庫支出金	33億8,355万円	13億4,438万円	39.7
県支出金	13億8,101万円	2億8,331万円	20.5
財産収入	2億9,177万円	1,877万円	6.4
寄附金	1万円	82万円	8,200.0
繰入金	9億5,080万円	0円	0.0
繰越金	13億7,275万円	13億7,275万円	100.0
諸収入	7億1,344万円	2億697万円	29.0
市債	28億8,799万円	0円	0.0
歳入合計	237億6,789万円	111億1,013万円	46.7

繰越明許費を含む。

■歳出

名称	予算現額	執行済額	執行率(%)
議会費	2億8,062万円	1億5,309万円	54.6
総務費	19億3,666万円	7億6,381万円	39.4
民生費	89億1,149万円	34億9,234万円	39.2
衛生費	19億6,744万円	7億4,187万円	37.7
労働費	643万円	549万円	85.4
農林水産業費	9,756万円	3,781万円	38.8
商工費	2億5,971万円	1億8,565万円	71.5
土木費	48億7,406万円	8億9,492万円	18.4
消防費	8億6,754万円	2億8,879万円	33.3
教育費	29億2,885万円	8億2,213万円	28.1
災害復旧費	900万円	0円	0.0
公債費	14億9,853万円	7億4,177万円	49.5
諸支出金	1億円	0円	0.0
予備費	3,000万円	0円	0.0
歳出合計	237億6,789万円	81億2,767万円	34.2

繰越明許費を含む。

特別会計

名称	予算現額	収入済額	支出済額
国民健康保険特別会計	55億8,185万円	20億9,872万円	22億9,953万円
公共下水道事業特別会計	18億2,480万円	6億2,024万円	5億6,685万円
土地取得特別会計	80万円	46万円	0円
介護保険特別会計	30億3,975万円	11億1,956万円	11億6,045万円
後期高齢者医療特別会計	6億7,073万円	2億2,856万円	1億3,374万円
合計	111億1,793万円	40億6,754万円	41億6,057万円

水道事業会計

区分	予算現額	執行済額
収益的	収入	12億4,660万円
	支出	11億9,620万円
資本的	収入	2億6,714万円
	支出	4億6,400万円

市税の状況

区分	予算現額	収納済額
市民税	個人	47億1,157万円
	法人	4億5,050万円
固定資産税	42億8,073万円	31億3,707万円
軽自動車税	9,180万円	9,326万円
市たばこ税	3億9,500万円	1億8,410万円
都市計画税	9億4,273万円	6億8,769万円
合計	108億7,233万円	68億4,244万円

市有財産の状況

- (1) 基金
 - 内訳 積立基金 57億7,684万円
 - 運用基金 52億9,363万円
 - 4億8,321万円
- (2) 土地 780,865.36㎡
- (3) 建物 155,018.46㎡

市債の状況

市債残高 253億5,371万円